

平成28年6月8日

## 水質基準逐次改正検討会運営要領

### 1. 趣旨・目的

平成15年4月の厚生科学審議会答申において、水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である旨提言された。この提言を受け、平成15年10月、厚生労働省健康局水道課長の設置する検討会として、専門家を構成委員とする常設の標記検討会を設置したところである。

引き続き、最新の科学的知見に基づく水質基準の逐次改正について検討するため、標記検討会を運営するものである。

### 2. 検討事項

本検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 水質基準の逐次改正に関すること。
- (2) WHO飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること。
- (3) その他水道水質管理に関すること。

### 3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成29年3月末日までとする。
- (2) 座長は平成28年度第1回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が他の者に委嘱する。

### 4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が定める。